

■ 屋内施設の湯沸器、風呂がまのご使用时

必ず換気（給気と排気）してください。

※CO（一酸化炭素）は無色無臭で極めて毒性が強いです。
※過去に換気不足等によりCO（一酸化炭素）中毒を起こし、死に至った事故事例があります。

室内でガス機器を使用するときは、換気扇を回したり、ときどき窓を開けて十分に換気をしてください。（冷暖房中にも忘れずに。）

※ガスの燃焼には、新鮮かつたくさんのお空気を必要とします。換気が十分に行われていないと、酸素不足や室内に排ガスが充満して不完全燃焼を起こし、有害なCO（一酸化炭素）が発生する恐れがあるため、大変危険ですので十分な換気をしてください。
※点火時やご使用中に火が消える場合は、安全装置が作動している可能性がありますので、再点火は行わないで、直ちに使用を中止し、ガス機器の購入先やLPガス販売店または保安機関（緊急時の連絡先）にご連絡ください。（連絡先は表紙に記載）

自然排気式の風呂がまをご使用の方に

- 下の自然排気式（煙突のついたもの）の風呂がまをご使用の際は、換気扇を使用しないでください。（気圧の変化により排ガスが逆流してCO（一酸化炭素）中毒を起こすことがあります。）
- 排気筒がこわれていたり、鳥の巣などでふさがれてしまうと適切な排気ができなくなります。こまめに点検しましょう。

屋外に設置されたガス機器は波板などで絶対に囲わないでください。

屋外壁掛型 屋外据置型

●安全機器や、安全装置付きガス機器をおすすめします。

<p>マイコンメーター</p> <p>ガスもれなどガスの流れや圧力などに異常があった場合、マイコンメーターが自動的にガスを遮断します。</p> <p>※マイコンメーターにはガスを使用中に大きな地震（震度5相当以上）があった場合には、ガスを止めるなどの保安機能が搭載されています。</p> <p>STOP</p>	<p>Siセンサーコンロ Si</p> <p>全てのバーナーに安全センサーを搭載したガスコンロです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立消え安全装置は、煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えた時、自動的にガスを止めます。 ●調理油過熱防止装置は、センサーが鍋底の温度を感知し約250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぎます。 ●消し忘れ消火機能は、消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で自動消火します。
<p>集中監視システム</p> <p>お客さまのLPガスの利用状況を24時間365日休みなく見守り、異常を感知したら適切な措置（販売店等から連絡が入るなど）を行うシステムです。</p>	<p>ガス警報器</p> <p>ガスもれをすばやく感知し、ブザーや音声で知らせます。</p> <p>ガス警報器</p>

●CO（一酸化炭素）中毒事故防止に有効です。

<p>CO（一酸化炭素）警報器</p> <p>不完全燃焼で発生したCO（一酸化炭素）を感知し、ブザーや音声で知らせます。</p> <p>CO警報器</p>	<p>不完全燃焼防止装置付き小型湯沸器</p> <p>不完全燃焼が発生した場合、ガスを自動的に止めます。</p> <p>※不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器は、不完全燃焼によるCO（一酸化炭素）中毒事故が発生する可能性がありますので早めに交換してください。</p>
<p>屋外設置式の給湯器</p> <p>屋外の空気を使って燃焼し、排ガスも屋外に排出するため、不完全燃焼対策に有効です。また、省エネ性能にも優れています。</p>	<p>住宅用火災・ガス・CO警報器</p> <p>住宅用火災警報器とCO（一酸化炭素）警報器にガス警報器を加えたものもあります。</p> <p>火災・CO（一酸化炭素）・ガスもれを感知し、ブザーや音声で知らせます。</p>

■ ガス器具の不正改造は法律で禁止されています。

ガス器具の不正改造は、不完全燃焼などを起こし、一酸化炭素を発生させる原因となります。
※煙突のあるガス器具（湯沸器・ガス風呂がま）の設置・変更工事には、「ガス消費機器設置工事監督者」の資格が必要です。

行政からのお知らせ

LPガスを安全にお使い頂くために、販売店からお知らせした保安機関（保安業務の実施者）が、法律に基づき定期的に周知や消費者宅の点検・調査の保安業務を行います。保安機関が訪ねた時は、保安業務の実施にご協力をお願いいたします。

●定期供給設備点検

ガス漏れの有無など、調整器からガスメーターの供給設備の点検を行います。

●定期消費設備調査

ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。

令和元年台風被害からの復興！
千葉を元気に！

千葉県LPガス協会からのお知らせ

うっかりミスを防ぐ 経年劣化のサインに気づいたら、放置せずにご連絡を！

安全機能の充実した最新器具への「安心替え」をおすすめします。

ガス器具の耐用年数はおよそ8～10年とされていますが、これは器具の種類やメーカーによって異なります。点検・買い替えの目安は必ずメーカー又はガス器具販売店へご相談ください。

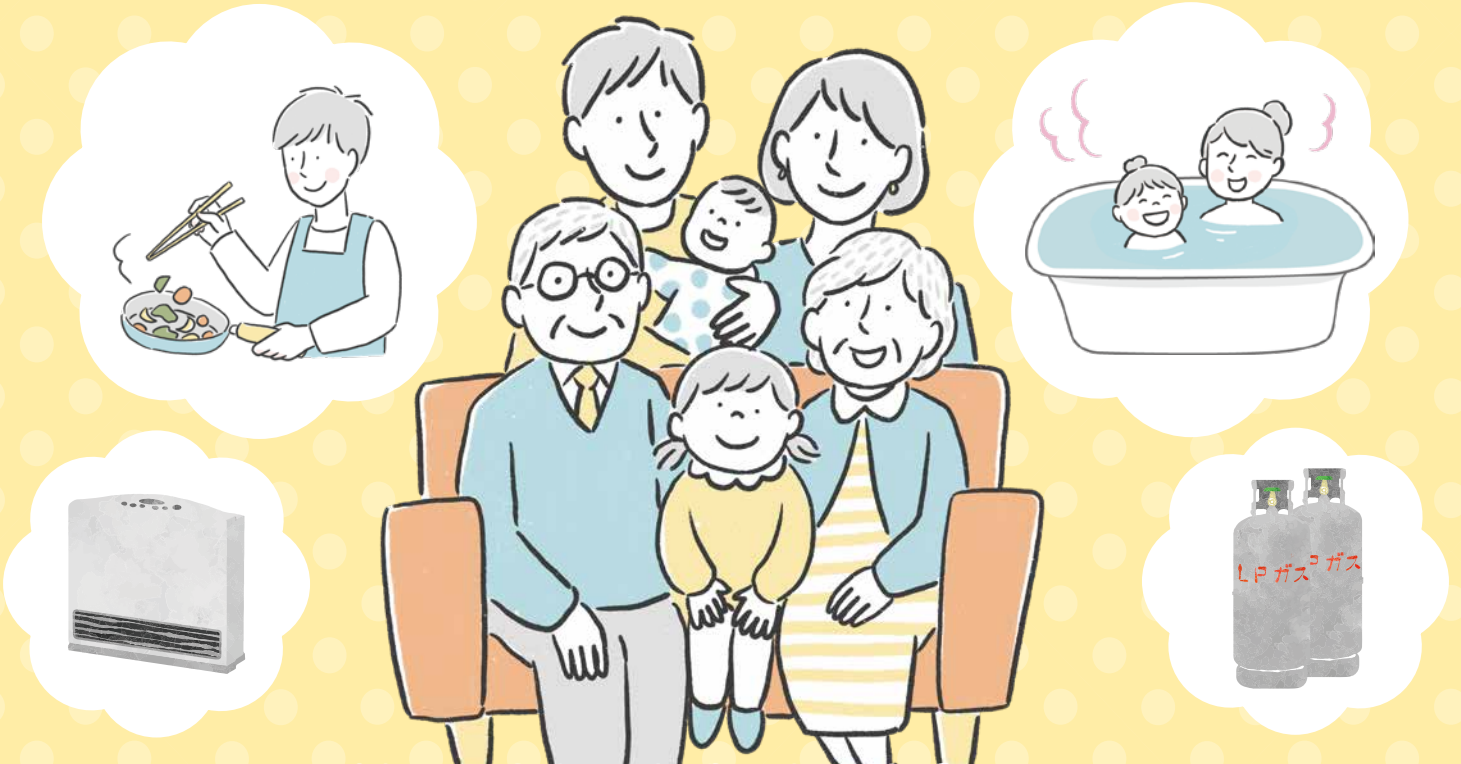
命を守る安全機能

空だき安全装置	空だきを検知しガスを止め運転を停止する。
こころ消し忘れ消火機能	一定時間が経過した時点で自動消火する。
不完全燃焼防止装置	不完全燃焼を起こす前にガスを停止する。
転倒時ガス遮断装置	器具が転倒したらガスを止め運転を停止する。

【LPガス安全委員会／経済産業省作成資料より抜粋】

家庭用周知文書 ご家族の皆様でお読みください

あんしん回覧板



このあんしん回覧板は、液化石油ガス法に基づき、お届けするものです。LPガスを安全にお使いいただくために、ご家族でお読みください。

千葉県では**自然災害**対策に取り組んでいます

LPガス容器の転倒・流出しないために **ベルト等での二重掛け**の設置推進

＜液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正（令和3年12月1日 施行）＞

【改正概要（※詳細は、千葉県LPガス協会HP掲載中）】

- ・洪水浸水想定区域（想定最大規模）等で、1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止の措置（ベルト等での二重掛けなど）を講じなければならない。
- ・令和3年12月1日現在、設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることできる。

ご自宅が洪水浸水想定区域等に該当しているか、県及び国のホームページの両方で確認しましょう。

国が管理する河川（利根川、江戸川など） 県が管理する河川

公益社団法人
千葉県LPガス協会

〒260-0024
千葉市中央区中央港1丁目13番1号
TEL 043-246-1725

千葉県LPガス 検索

https://www.chibalpg.or.jp

パンフレットの内容について、不明な点は当店にご連絡ください。
緊急時も当店にご連絡ください。

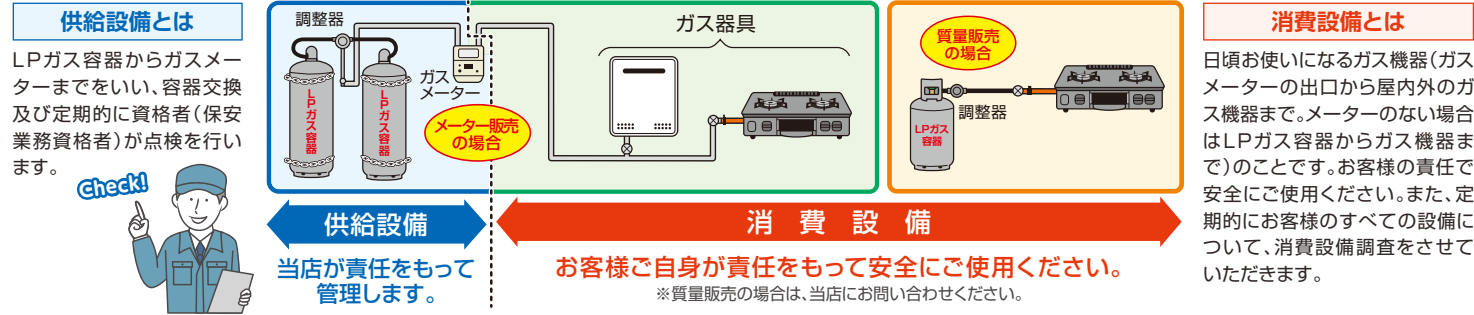
幕張燃料株式会社

千葉市花見川区幕張本郷 1-5-4 幕張本郷三興ビル 201

TEL:043-298-1140

※緊急時のご連絡の際は、お客様のご住所・氏名・ガス漏れなどの状況をお伝えください。

■ ガス設備の安全管理及び点検責任について



排気筒のあるガス機器は必ず点検を受けてください！(有償)

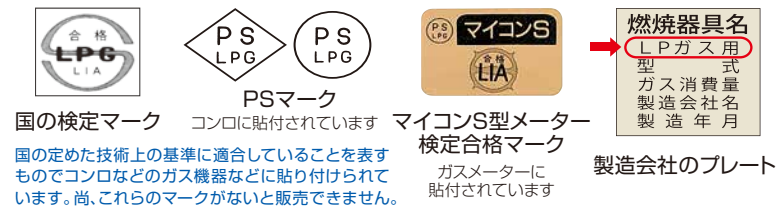
長期使用製品安全点検制度(消費生活用製品安全法)製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こす恐れがあるため、メーカーなどに所有者登録し、点検通知が届いたら点検を受けてください。

- 対象製品(特定保守製品)**
- ・屋内式ガス瞬間湯沸器
 - ・屋内式ガス風呂がま
- ※排気筒(煙突)が付いている商品が対象です。

■ ガス器具は「LPガス用器具」を必ずご使用ください

- ・都市ガス用器具は使えません。
- ・ガス器具の取扱説明書をよく読んでからご使用ください。
- ・ガス器具の保証書は大切に保管してください。
- ・新しくガス器具をご使用の際は、LPガス専用の器具であることを確認してください。

●LPガス用器具には次のような表示があります。



■ 警報器の取り付け・取り扱い

- 適切な位置に設置しましょう
LPガス用の警報器は誤った位置に設置すると検知しません。
- 電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう
電源プラグが抜かれていたため検知されずに事故が拡大する場合があります。

- まわりに物を置かないようにしましょう
警報器が検知しにくくなります。
- 交換期限内のものか確認しましょう
期限が過ぎると正しく検知しない場合があります。「交換期限表示ラベル」にて期限を確認し、期限が近づきましたら当店に交換を依頼してください。



■ 小型容器の取扱いについて

- 容器が倒れないよう、平らな場所に置いてください。
- 容器を横に寝かせて使用しないでください。
- 直射日光や火気を避けてご使用ください。
- 使用後は、必ず容器バルブを閉めてください。
- 容器は、火の気のない風通しの良い屋外に保管してください。
- 不要になった容器は、必ずLPガス販売店に返却してください。

※LPガスが残っている容器をゴミとして捨てると、収集車や処理場でガス爆発などの災害を招き、とても危険です。また、捨てた場合は法律により罰せられます。

●こんなときはLPガス販売店にご連絡ください。

- LPガス配管設備の工事、ガス器具を取り付けるとき・取り外すとき。
※消費者自行なわないでください。
- 消費設備(ガス器具)を変更したとき。
※その内容を当店に連絡してください。
- 新築・改築・転居などで新しくLPガスを使用するとき、または止めるとき。
- ストーブなどの季節的器具で、取り付け・取り外しが困難なとき。
※二セ点検調査員、または悪質な訪問販売にご注意! 「へんだな」と思ったら当店にご連絡ください。

■ 地震の時は

- 1 身の安全を確保してください
まずご自身の安全を確保してから火を全部消してください。
- 2 二次災害を防ぐために
揺れがおさまったら、ガス栓、器具栓を閉め、容器バルブも閉めてください。

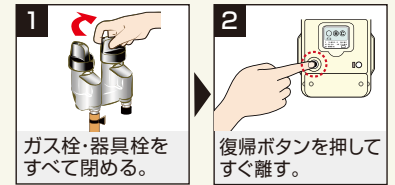
■ 自動でガスを遮断します!

マイコンメーターは下記のような時にガスを遮断します。

- ・ガスの使用量が急激に増えたとき
- ・ガス使用時に大きな地震(震度5以上)が発生したとき
- ・ガスの消し忘れなどで長時間ガスを使い続けたとき

マイコンメーターの復帰操作の手順

※復帰ボタンを押した後はガスを使用しないで1~2分お待ちください。マイコンメーターがガス漏れがないか安全を確認しています。異常がなければ元通りガスが使用できます。
※ガスが使用できない場合は、当店へご連絡ください。



■ ガスが漏れた時は

ガスのニオイに気が付いたとき、ガス警報器が鳴ったときの対応を日頃から確認しておいてください。

- 1 火気は絶対使用しないで!
●タバコの火など現在使用中の火気を消火してください。
●電気のコネクトやスイッチに触れるなど、着火の原因となることは避けてください。
- 2 ガスを外に追い出して…
●窓や戸を大きく開けてガスを追い出します。
●ガス栓、器具栓、容器バルブを閉めます。
- 3 当店または当店指定の連絡先にご連絡ください
●ご住所・氏名・その場の状況をお知らせください。点検を受けるまでは、ガスを使用しないでください。業務用施設にあたっては直ちにお客様等を安全な場所へ誘導し避難させてください。

■ ガスコンロの安全チェック

警告 室内設置のガス器具を換気が不十分な状態で使用すると、不完全燃焼によるCO(一酸化炭素)中毒を起こし、死亡事故にいたる恐れがあります。下記をよくお読みになり安全にご使用ください。

- 2 ガス元栓を閉める
・ガスをお使いになるときはガス元栓を全開で、お使いにならないときは完全に閉めてください。
・就寝前、留守時には器具栓およびガス元栓を閉めてください。
・マッチ等にて点火する場合には、点火後に器具栓を開けてください。
※未使用のガス元栓にはガス栓力バーを付けてください。
※三又は危険です。絶対に使わないでください。
- 4 万が一のために日ごろからお手入れしましょう
・コンロの目詰まりは不完全燃焼の原因となります。
・専用のワイヤーブラシでこまめにお手入れしてください。
お願い ガス器具のお掃除などでネジ等を取外す必要がある場合は、ご自身でお手入れせず、必ず当店にご連絡ください。

- 1 点火、消火は必ず目でチェック!
・ガス機器の近くに燃えやすいものは置かないでください。
・ガス使用時はその場を離れないでください。
- 3 ゴム管にも細心の注意を!
・ゴム管(オレンジ色)はできるだけ深く差し込み、ホースバンドでとめてください。
・ゴム管にひび割れ等が発生していないかを時々確認して早めに取り替えましょう。
ゴム管のガス漏れ点検は、石鹸水を塗って泡が出るか調べてください。
※泡が出た場合は当店にご連絡ください。
- 5 青い炎で使用しましょう
ガスの炎は、必ず「青い炎」でご使用ください。
赤っぽい炎は不完全燃焼をしています。

知っておきましょう! LPガスのこと。

- 1 空気より重い
LPガスは空気の約1.5倍重く、漏れると低いところや物かげにたまる性質があります。もしガスが漏れたら、特に下の方の風通しを良くしてガスを屋外に出しましょう。
- 2 ニオイをつけてある
LPガスそのものは無色無臭ですが、漏れたときに分かるようにタマネギの腐ったようなニオイをつけてあります。
- 3 気化しやすい
LPガスは圧力をかけて液体の状態です。容器(ボンベ)に入っています。容器のバルブを開くと気化し、液体の体積の約250倍に膨れ上がります。
- 4 燃焼範囲
LPガスが燃える範囲(燃焼範囲)は、空気中に2.1~9.5% LPガスが混入した場合です。他のガスより低い濃度で燃焼範囲に入るため少量の漏れにも注意する必要があります。
- 5 クリーンなガス
LPガスは環境負荷が小さくクリーンなエネルギーです。またCO(一酸化炭素)は入っていません。
※ただし、換気不足などで不完全燃焼を起こすとCOが発生します。

安心・安全のための点検・調査にご協力ください。

皆さまの安心・安全のため、保安機関としての認定を受けたLPガス販売店または販売店から依頼を受けた保安機関が、液化石油ガス法に基づき、次のような点検・調査を行います。点検・調査の際には、身分を証明できるものを提示いたしますので、ご協力をお願いいたします。

- 1 容器交換のつど LPガス容器・調整器・バルブ・ガス供給管などの外観点検。
 - 2 1年に1回以上 地下室等の配管からのガスもれ試験など。
 - 3 4年に1回以上 調整器の性能、配管のガスもれ試験、ガス機器や給排気設備等の調査などガス設備全般についての点検・調査。
- ※点検・調査の結果、不適合を指摘された設備については、改善や器具の交換などにご協力ください。